

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘1	<p>○開かれていない会議体 (P11)</p> <p>江東区電子計算組織管理運営に関する規則によると、第32条において「電子計算組織の効率的な運用及び情報の保護等に関する事項を審議するため、電子計算組織管理運営委員会を置く」とされ、第33条で所掌について規定している。所掌事項には、「電子計算組織を利用して処理する業務の範囲及び内容に関すること」とある。しかし、江東区において当該委員会は平成30年度・令和元年度・令和2年度と1回も開催されていない。規則において開催頻度は記載されていないものの、1回も開催されていないのは問題があるといえる。区に確認したところ「所掌が類似している電子自治体推進委員会を開催しているため電子計算組織管理運営委員会は開催していない」とのことであったが、規則を改正する等の検討をされたい。</p>	今後は実態に合わせる形で、電子自治体推進委員会との整合性を図るため規則を改正する。
指摘2	<p>○江東区インターネット運用基準の適用について (P11)</p> <p>インターネット運用基準において、インターネットに接続しようとする課の課長は、情報システム課長に申請しなければならない旨規定されているが、運用が全くされていない。情報システム課は、各所管課に当該基準について周知徹底するか、基準を変更して運用方法を改めるべきである。これは各課個別システムでインターネットに接続しているシステム全てにおいて見受けられた。</p> <p>また、インターネット接続ではなく、VPN接続（インターネット上に仮想の専用線を設定し、特定の人のみが利用できる専用ネットワークのこと）でも外部接続であり、当該基準による運用に準ずるか、運用方針を構築するべきである。</p>	【情報システム課】 「インターネット運用基準」は、平成12年当時に、各課個別のインターネット環境を統一化し、区で共通のドメインを構成し、共通のインフラによるインターネット網を構築し、公開するWebサイトも公式のサイトに統合することを目的として制定したものである。現在、「情報セキュリティポリシー」及び「庁内LAN運用要綱」において所要の規定を整備しており、同基準は所期の目的を達したため、この基準を廃止する。
意見1	<p>○ユーザー部門におけるネットワークのセキュリティ管理 (P12)</p> <p>情報システム課が把握、管理していないユーザー部門の独自システムの外部インターネット接続は外部からの侵入や情報漏洩などのセキュリティホールになる可能性がある。現在は循環で行っている各部署の情報セキュリティ監査でそのようなシステムやインターネット接続を検出しているが、情報セキュリティ監査が全部署を一巡するには数年かかるため、情報セキュリティ監査以外の方法でそれらを定期的に棚卸すべく、情報セキュリティ監査の補助メニューとして、「情報セキュリティ自主点検」を年一回実施している。</p> <p>ネットワークのセキュリティ管理の観点や情報システム課が全序的なシステムの外部接続を把握する観点から、年一回ではなく、例えば新規に外部接続をする際には情報システム課に報告をさせるなどの仕組みの導入の検討をされたい。</p>	【情報システム課】 情報システム課管轄外の各課個別システムが、インターネットに接続する必要がある場合又は既にインターネット接続している場合、抱えているリスクを認識させるよう脅威情報について、毎年度予算要求前のタイミングで共有を図る。
意見2	<p>○情報システム関連規程の再整備 (P12)</p> <p>情報システムに関連する規程類で運用されていないものや実態にそぐわないものは見直す必要がある。そのために、情報システム課は今一度、情報システムに関連する規程類の内容を確認し、再整備する必要があると思われる。</p>	【情報システム課】 情報システムに関連する規程類の内容を一通り確認し、実態にそぐわないものがある場合は、改正を行うなど再整備を図る。
指摘3	<p>○江東区情報化推進プランの進捗スケジュールの明確化 (P18)</p> <p>江東区情報化推進プランの個別施策について、策定時に承認されたスケジュールはなく、毎年の個別予算承認時まで実際のスケジュールが決まらない状態である。</p> <p>計画がないままプランを実行していくのは、場当たり的な施策になる可能性もある。江東区情報化推進プランにおいて区は「PDCAサイクルの考え方方に則り、必要に応じ見直しを行い整合性を確保する」、と公表している。PDCAサイクルの基本となる計画がないことにはPDCAサイクルをまわすこともできない。</p> <p>江東区情報化推進プランは、区が正式に発表したプランであり、5年という时限が決まっているプランである。区の施策として決定した以上は予定スケジュールを引き、電子自治体推進委員会では、その予定スケジュールに従い定期的に進捗の報告を受け、実施に問題がないかを確認を行う必要がある。</p>	【情報システム課】 電子自治体推進委員会において進捗管理を行うなかで個別施策のスケジュールの明確化を検討していく。
意見3	<p>○電子自治体推進委員会における報告事項、協議事項等の明確化 (P19)</p> <p>電子自治体推進委員会の開催頻度は、年に2~3回程度（平成30年度2回、令和元年度3回、令和2年度2回）であり、議事録を確認すると主として各年度の第1回目はその年度のシステムスケジュールが議論されているものの、その後、情報システムプロジェクトの進捗状況などの報告はほとんど見受けられず、周知事項に留まっているように見受けられる。</p> <p>設置要領には委員会の開催の頻度については制定されていないものの、電子自治体推進委員会をより機能させるため、開催頻度を増やすと共に、庁全体の情報システムに関する導入計画や進捗状況を始めとした報告事項・協議事項を明確に定める必要がある。</p>	【情報システム課】 開催頻度を見直し、適宜、情報システムプロジェクトの進捗状況の報告や課題の検討を行っていく。
意見4	<p>○江東区情報化推進プランの推進体制の強化 (P19)</p> <p>電子自治体推進委員会は年2回程度の会議のみでの開催であり、専門部会も現在は設置されていない。江東区情報化推進プランの個別施策については、各担当部署で進められており、情報システム課では事務局として進捗を把握するようしているものの、進捗上の課題を議論するような定期的な会議体を設けているわけではない。</p> <p>また政策経営部企画課が管轄する行革メニューとして推進プランの個別施策も含まれて管理されているが、こちらも半期に1回程度の進捗確認となっており、推進プランの個別施策についての進捗管理が十分とは言えない。</p> <p>情報システム課は全体調整を図る部署でもあり、電子自治体委員会本体ないしは専門部会などで個別施策の状況を定期的に確認、他の関連部署にも共有する仕組みを持つ必要がある。</p>	【情報システム課】 情報化推進プランを実施、総合的に推進するための調整について専門部会を適宜開催していく。

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見5	<p>○江東区情報化推進プランの進捗スケジュールの公表 (P19) 江東区情報化推進プランの受益者にもなる区民に対して具体的な進捗スケジュールを公表する必要がある。スケジュールを公表することにより透明性も向上し、プランの進捗具合を区民と共有することができる。区は、「PDCAサイクルの考え方則り、必要に応じ見直しを行い整合性を確保する」、とすでに公表しているわけであり、区民に対しても進捗スケジュールを公表すべきである。</p>	区民に対して進捗状況・スケジュールを公表していく。 【情報システム課】
意見6	<p>○各課個別システムの統一の方針化 (P19) 情報システム課所管システムについて共通仮想基盤と呼ばれる機器類を共通化したものがある。各課所管のシステムで一部のものは共通仮想基盤に集約されている。共通仮想基盤の機器は情報システム課の管理するマシンルームにあるため、機器の設置・運用は情報システム課の下に行われることとなる。 情報システム課によると、各課所管の個別システムを共通仮想基盤に搭載していくことについて、IT推進係としての方針は決まっているが、管理係としては次期機器更改に向けて今年度各課に調査を実施し、その結果を受け方針を決定するため、現段階では定まっていないとのことであった。今後、課としての方針を定め、文書化するべきである。</p>	各課個別システムを集約する方針を定め、文書等で周知を実施する。 【情報システム課】
意見7	<p>○各課個別システムの統一の方針の公表 (P20) 現在、各課への個別システムについてのアンケートの際に、アンケート項目の一つとして情報システム課に共通仮想基盤があり、個別システムを共通基盤に搭載できる可能性があることを記載している。しかしこれ以外の方法では各課へ共通基盤に個別システムを搭載出来る可能性があることが周知されていない。各課へ周知することにより個別システムの共通仮想基盤への統一が進むと思われるため、現在の方法以外で<意見事項6>各課個別システムの統一の方針化（情報システム課）の方針を各課に公表するよう検討されたい。</p>	<意見6>と同様。 【情報システム課】
意見8	<p>○各課へのシステムライフサイクル・ガイドラインのアナウンスの徹底 (P21) 個別システム所管課へシステムライフサイクル・ガイドラインの周知徹底を行うべきである。現在は各所管課が各自の判断で情報システムの更改が行われており、統一されたシステム管理がなされているとはいえない。江東区情報化推進プランの個別施策でも掲げている目標でもあるため、個別システム所管課へ周知徹底するべきである。</p>	情報化推進プラン個別施策9「ガバナンスの強化」に則り、システムライフサイクルガイドライン全庁版を作成することを検討する。 【情報システム課】
指摘4	<p>○情報システム課が全庁的なシステムを把握する仕組みをつくるべきである (P27) 情報システム課は既存の個別システムは既に把握しているが、各課が新規に導入を検討している情報システムについては事前に知るための公式な仕組みが現段階では存在しないため、事前に完全には把握できない。 各所管課が個別で情報システムを導入することに関し、各課においてITに精通した担当者がいるとは限らないため、情報システム課が関与すべきであり、例えば予算要求前に情報システム課に照会することを制度化するなど、何かしら情報システム課がシステムを把握する仕組みを早急につくるべきである。</p>	毎年度予算要求前に、個別システムの導入を予定している場合に情報システム課に事前に照会をかけてもらうように周知を実施する。 【情報システム課】
意見9	<p>○システム台帳を作成すべき (P28) 現状情報システム課において基幹系システムについて、バージョン管理や機器管理も含め、システム台帳が作成されていない。将来的には全庁的なシステム台帳を作成し、情報システム課において一元管理できるようにするためにも、まずは情報システム課としてシステム台帳を作成管理するべきである。</p>	資産管理ソフトを来年度導入し、システム台帳を作成し管理を実施する。 【情報システム課】
意見10	<p>○リース物件台帳を整備すべき (P28) システム機器に関する賃貸借契約は通常リース契約に該当するが、財政課から台帳の役割を果たす資産状況調査票の作成及び提出が求められているリース資産は「資産状況調査票記入要領」において、以下の3点全てを満たすものに限られている。 (1) リース期間終了後、所有権が本区に移転されるもの (2) リース期間が1か年を超えるもの (3) リース料総額が300万円を超えるもの 通常のリース契約はほとんどがリース期間終了後に対象物を事業者に返還するものであるため、上記(1)の要件を満たさない。そのため、リース物件については特に資産状況等を記載する必要がなく、リース物件台帳などの整備も要求されていない。情報システム課内でも特にリース物件台帳は整備されておらず網羅的に資産を管理する体制となっていない。 台帳が未整備の状況では、現在使用しているリース物件の内容を迅速に把握することが困難である。また、システムの更改時期等を検討する場合にも必要な資料として有用であると考えられるため、情報システム課におけるリース物件台帳の整備が必要である。</p>	資産状況の管理は財政課が定める方針に従っている。 【情報システム課】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見11	<p>○機器賃貸借料と機器保守費との契約分離検討の必要性 (P28) 現状、情報システム機器の賃貸借契約において賃貸借業者と保守業者が同じとなっている契約が多く見受けられる（賃貸借及び保守委託契約）。 確かに、両者を一括で契約することで契約事務の効率化や開発と保守を同じ業者が行うことでの作業の効率化が図られることは事実である。しかしながら、機器の賃貸借と保守の契約を分離する検討自体はされるべきであり、より経済合理性を図って契約締結を行うことが重要である。</p>	<p>今後は、可能な限り機器賃貸借と保守それぞれ単体で競争入札を行うよう努める。</p> <p style="text-align: right;">【情報システム課】</p>
意見12	<p>○保守契約における価格低減の取り組みの必要性 (P28) 保守契約は、システム導入時より同じ業者との特命随意契約が令和元年度においても継続している。特命随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定めるところであり、この随意契約の理由について、区は「システム開発者以外に保守をできる業者がない」こととしている。地方公共団体の契約は、競争入札（経理契約）の方法により締結することが原則であり、任意の特定の相手方を選択して契約できる随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに定める9つの場合に限定されている。 随意契約の場合、一般競争入札と比較して業者による価格競争が行われない。システムの保守契約のように、契約が継続的かつ長期にわたる場合には、同業他社の価格も参考にするなどして価格低減の取り組みの必要性が求められる。</p>	<p>同業他社との比較について、単価及びパッケージ、カスタマイズの規模の違い等から同じ条件での見積は困難であるが、価格低減向け今後の参考資料の一つとして取り入れていくことを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【情報システム課】</p>
意見13	<p>○当初の見積り期間を経過した後の価格低減の取り組みの必要性 (P29) 江東区では、平成24年度より導入している基幹系システムについて、「基幹系システムは、「共通基盤」・「住記系」・「福祉系」・「教育系」と大きく4つの調達単位に分け、それぞれのシステムを順次、プロポーザル方式により調達し構築することとした。」とされている。これらのシステムは、令和2年度現在でも使用している。平成21年7月に行われた基幹系システムのシステム導入においては、イニシャルコストとランニングコスト双方が価格点に反映されている。 平成21年7月の評価において、検討対象としていたランニングコスト（保守費用）の期間は、システム導入より5年間としており、平成28年度までであった。保守費用額は、導入業者の選定にあたって重要な根拠となっている。しかし、平成28年以降令和元年度においてもシステムは継続して使用しており、保守契約が継続している。そこで、当初の見積り期間を経過した後における保守費用額について、同業他社の価格も参考にするなどして価格低減の取り組みの必要性が求められる。</p>	<p>〈意見12〉と同様。</p> <p style="text-align: right;">【情報システム課】</p>
意見14	<p>○価格や契約内容に関する検討経緯の文書を保存するべき (P29) 保守契約を継続する際ににおける契約価格の検討過程を示した書類について質問したところ、「各業務システム既存の改修や新規追加に伴う増額は過去にあり、その都度金額の精査をしておりましたが、当該検討過程にかかる資料は、特にございません。」とのことであった。金額の精査をしているのであれば、検討過程にかかる資料が第三者にも理解可能な形で作成・保持されているべきである。</p>	<p>今後は、保守契約を継続する際ににおける契約価格の検討過程のエビデンスを作成することを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【情報システム課】</p>
意見15	<p>○入札時におけるカスタマイズ費用等の仕様の明確化の必要性 (P29) 業者間でカスタマイズ費用の見積りに大きな差異が生じた場合は、費用の積算根拠となるカスタマイズの定義や、費用積算の前提に業者間で差異が生じていることが考えられる。こうした場合には、業者への聞き取り等を行い、仕様書等でカスタマイズの範囲や定義ができるだけ明確にしておくことが望ましい。またカスタマイズに伴うランニング費用の規模についても併せて確認することで、業者間比較が可能となる。</p>	<p>業者への聞き取り等を行い、仕様書等でカスタマイズの範囲や定義ができるだけ明確にするよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">【情報システム課】</p>
意見16	<p>○システム導入検討時におけるカスタマイズ費用の考慮の必要性 (P30) システム導入時において、カスタマイズ費用が考慮対象外とされているが、完全に考慮対象外とするのではなく、一定の条件の下でのカスタマイズ単価の検討やシステム導入評価における価格点への反映などの方策を検討されたい。</p>	<p>今後システム更改時は、カスタマイズ費用について、システム導入評価における価格点への反映を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【情報システム課】</p>
意見17	<p>○システム調達・保守全般における他自治体との価格比較の必要性 (P30) 地方自治体においては、情報システムにかかわらず多くの分野で他自治体と類似のシステムを導入していることが多い。そこで、他団体との価格や性能の比較が求められる。 江東区でもシステムの導入にあたって他自治体との価格比較等が行われているかどうかにつき、区に質問したところ、「自治体により、環境や保守の形態等が異なるため、コスト比較等は行っておりません。」とのことであった。区は、システム導入においては他の特別区や一定以上の人口の自治体での導入実績を求め、また導入実績を選定において評価していることも事実である。このように他自治体での導入実績を重視する以上、他自治体における性能や価格等もあわせて検討できるはずである。 他自治体との比較を難しくする要因として、「環境が異なること」がよく挙げられるが、そもそも全く同じ環境というのは存在せず、比較には一定の制約があることを前提としたうえで価格比較を行うことは有用である。 さまざまな目的や環境の違いがあることは考慮しつつ、システムに対して求める価格や性能の要件について他自治体との比較を行うことは、適切なシステムの調達及び運用に際して不可欠なものと考えられる。</p>	<p>他自治体のシステム経費との比較をするにあたっては、環境が異なる分、アプリケーション及びインフラそれぞれ細分化した上で比較できる観点を洗い出し慎重に検討していく必要がある。しかし、これまで23区内においても、システム経費全体の調査実績はあるものの、より詳細な調査は実施されていない。今後は、そういった場を活用し、23区に調査を実施する等検討を図る。</p> <p style="text-align: right;">【情報システム課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見18	<p>○情報システムの入札により多くの業者を参加させる仕組みの必要性 (P30)</p> <p>情報システムは、システム導入後の保守も含めると多額の調達となる。また、一度調達するとその保守は特定の業者による随意契約となることが多い。よって、システムのライフサイクル全体を通じたコストの評価、継続的な価格低減の取り組みが求められる。その意味で、入札においては多くの業者の参加が求められ、また仕様書の明確化や契約方法の工夫を推進すべきである。</p> <p>情報システム関連の入札は、金額は多額となり、その後の保守や運用も長期間にわたるものとなるが、一部のシステムの入札においては、2者のみの参加となっているケースがあった。入札業者が少ない場合には、価格が高止まりしたり、性能面での要望等が限定されてしまうリスクがある。</p> <p>区においても、入札の仕様の明確化・周知期間の確保等を通じ、より多くの業者を入札に参加させる取組みが求められる。</p> <p>また、多くの業者が入札に至らなかった理由については原因を究明し、今後の調達先多様化の取り組みを進めるべきである。</p>	多くの事業者が入札（プロポーザル）に参加できるよう、公募期間を十分に確保する等の取り組みを行う。
意見19	<p>○情報システムの入札に際する価格点の妥当性について (P31)</p> <p>情報システムの導入の評価について、価格点の設定根拠や首尾一貫した運用が求められる。</p> <p>情報システムの契約にあたっては、価格、性能双方を考慮した総合的な検討が必要である。江東区における情報システムの導入においても、価格、性能等を点数付けすることにより、評価が行われている。一度システムを導入すると、システムの使用期間全般にわたって保守もシステム導入時の契約業者に継続的に依頼せざるを得ない実情を考慮して、イニシャルコストだけではなくランニングコストも含めたライフサイクル全体でのコストを評価する取り組みが必要となる。情報システムにおける価格点の算定では、ライフサイクル全体の価格が重要であることを鑑み、イニシャルコストだけを取り上げるのではなく、ランニングコストも含めたライフサイクル全体で点数化することが望ましい。江東区では、契約の評価にあたって価格点を算出している。</p> <p>価格点について、参照した4システム（「基盤系」・「住記系」・「福祉系」・「教育系」）の評価のうち3システムの評価においては、ライフサイクル全体の価格点を基に評価が行われていた。1システム（基盤系システム）においてはイニシャル価格点とランニング価格点とが区分して算出されていた。</p> <p>システムによってはイニシャルとランニングの合計で価格点を算出し、別のシステムではイニシャルとランニングとを区分して別々に価格点を算出することは、恣意的な価格点を用いたと疑義を持たれてしまうリスクがある。このような価格点の運用のシステムごとの相違についての理由を区に確認したところ、「その理由が示された資料はない」とのことであった。</p> <p>そこで、価格点については特段の理由のない限り算出方法をシステム間でライフサイクルコスト全体にて検討するように統一し、首尾一貫したルールの運用を図るべきである。また、一部のシステムにおいて他とは異なる価格点の運用を行う場合には、その理由が明示される必要がある。</p>	今後、価格点については、原則ライフサイクルコスト全体で評価する。例外的にイニシャルコストとランニングコストを分けて評価する際は、その理由を明記する。
指摘5	<p>○十分なプロポーザルの公募期間を設け、幅広く事業者を募集すべき (P38)</p> <p>事務マニュアルによれば、プロポーザル方式の採用にあたっては、実施要領は「公表から説明会・質疑の締切までの期間は、業務内容に応じて、より多くの事業者が参加できるような適切な日数を確保すること」と強調された記載がある。</p> <p>ここで、令和元年度に作業が開始された生活保護システム及び平成29年度に作業が開始された教育系システムの2つの更改事業について、システム選定スケジュールを確認したい。両事業はいずれも公募型プロポーザル方式にて選定がされている。以下は、それぞれの公募実施要領からスケジュールの部分を抜粋したものである。(P38参照)</p> <p>実施要領の公表から参加意向表明書までの期間について、生活保護システムは5日間（5営業日）、教育系システムは12日（10営業日）である。ただ、教育系システムは提案招請説明会が公表から6営業日目に行われていることから、実質は5日間（5営業日）であるといえる。これは、客観的にみて、十分な期間とは言い難い。</p> <p>特に東京でビジネスを営むベンダーの場合、特別区23区は少なくともその商業圏となり、各区のプロポーザル情報に気を配る必要があるが、募集が5日しかないのであれば、週に1回以上、江東区のホームページをチェックする必要がある。</p> <p>また、「公募により広く提案事業者を募って選定する」という公募型プロポーザル方式の目的に照らせば、東京に隣接する埼玉、神奈川、千葉のベンダーからも応募があることが望ましいが、その点を考慮すると5日間という期限設定は、十分とはいえない。</p> <p>なお、他の都道府県（東京特別区含む）と同じであれば何でも正しいということではないが、参考までにプロポーザル実施要領を確認したところ、バラつきはあるが、公募期間はおよそ2週間～1ヶ月ほどであったことを付け加える。</p> <p>公募型プロポーザル方式を行う場合は、その趣旨に沿うように十分な公募期間を設けるべきである。</p>	今後、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行う際には、十分な公募期間を設ける。

【情報システム課】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘6	<p>○提案書の提出期限を十分に設定するべき (P39)</p> <p><指摘事項5>十分なプロポーザルの公募期間を設け、幅広く事業者を募集すべき（情報システム課）と関連して、提案書の提出期限にも注目すると、公募の公表から提案書の提出期日までの日数は、生活保護システムでは、31日間、教育系システムは40日間（年末年始を含む）である。日数だけでは十分かどうかは判断できないため、提案依頼書と提案書の量から比較する。</p> <p>提案依頼書とは、ベンダーに提案してほしいシステム仕様、見積金額、構築スケジュールや体制等のプロジェクトに関する要望を示す資料である。</p> <p>生活保護システムの提案依頼書は、図表3（P41参照）のとおり、非常に分量が多く、様式を除いて19ファイル、PDFの文章はA4サイズで255ページ分である。ベンダーは、これらの資料に全て目を通し、機能要件、プロジェクト要件を満たすプロジェクト計画を立てた上で、様式に併せた提案書を作成しなければならない。</p> <p>採用されたベンダー（以下、H社と呼称する）の作成した提案書は、162ページの本文と10個のExcelファイルからなる要件一覧表であった。</p> <p>このような膨大な量の提案依頼書に基づいて提案を作成するには現状の期間では十分とは言えず、またそのような短い期間で作成された提案が必ずしも質の高いものとも限らない。</p> <p>ベンダーの負担を軽減しより優れた提案を受けるためにも、提案書の作成期間は十分に設定するべきである。</p>	<p>今後、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行う際には、提案書の作成に十分な期間を設ける。</p>
意見20	<p>○システム改修の完了時に、工数の予実比較を行うことが望ましい (P42)</p> <p>システム改修の際には、ベンダーが作業にかかる工数を見積もり、これに作業者の単価を乗じて、見積金額を算定する。区では、その見積もりの内容を了承した上で発注を行っているが、作業の完了後、実績の工数についてベンダーから報告を受けて、見積もりとの差異比較を行う業務が存在していない。</p> <p>不要な歳出を抑制するためには、見積りとの差異比較を行う必要がある。システムに限らず、一般に作業を請け負う事業者は、保守的に、すなわち余剰分を含んだ見積もりを作成する誘引が働くと考えられる。報酬は実績作業時間に基づくものではなく、見積もりに基づく金額となるからである。</p> <p>本来は見積もりの時点で、そういう保守的な部分を適切な範囲に収めるのが望ましいが、システムという専門性の高い分野においては、発注側が見積もりの段階でその工数の妥当性を評価することは容易なことではない。</p> <p>また、システムの改修作業の現場は分散されているか遠隔であることが多く、通常の建築工事とは異なり、作業を目視で確認することはできない。</p> <p>つまり、実際の作業にどの程度の時間がかかったかどうかは、ベンダーから報告を受けることでのみ確認が可能である。見積もり時の工数と、作業後の報告された工数の差異比較を行えば、ベンダーの見積もりの精度が適切かどうかを判断できる。その上、ベンダー側に対しても、報告することがわかっていれば、過度に保守的な見積もりを抑制する効果が期待できる。</p> <p>したがって、今後のシステム改修の完了時には、工数の予実比較を行っていくことが望ましい。</p>	<p>ベンダー側と予実比較実施に向けた調整を行い、予実に差が発生した場合の契約変更の取扱いを整理した上で実施を検討する。</p>
意見21	<p>○システムの稼働判定の確認項目を増やすことが望ましい (P42)</p> <p>稼働判定（移行判定とも言う）とは、開発作業完了後、システムが確実に本番移行できるレベルに達しているかを一定の基準を設け、それを満たしているか確認・判定することであり、システム導入における重要なプロセスの一つである。</p> <p>この基準には、システムが本番稼動後に安定して稼動できるかどうかを確認する多数の基準項目が体系的・網羅的に構成されていなければならない。</p> <p>例えば、システムの品質、バグの収束状況、システムの利用者に対する操作教育や環境整備、本番稼動後の運用体制、保守体制などが確認基準項目になる。</p> <p>現状、システムの稼働判定の確認項目は不足していると考えられるため、システムの稼働判定のための確認項目を増やすべきである。</p>	<p>今後、稼働判定を行うにあたっては、確認項目を増やして実施する。</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘7	<p>○見積内訳書は詳細な項目が分かる様式とすべき (P42) 区がシステム更改の事業者選定を行う際に、ベンダーに依頼する提案書の中に様式「見積内訳書」があるが、当資料の項目粒度が荒い傾向にある。 例えば、教育系システムの更改事業の場合、イニシャルコストの見積もり内訳が、 (1) 要件定義 11.5人月 (2) 適用費用 22.5人月 (3) データ移行費用 30人月 (4) 試験費用 5人月 と記載されているのみである。これでは、要件定義といつても、何人の担当者が、どのような作業によって11.5人月かかるのかが分からぬ。金額が1千万円、2千万円するような事業において、このような見積様式は適切ではない。 <意見事項20>システム改修の完了時に、工数の予実比較を行うことが望ましい（情報システム課）で、「システムという専門性の高い分野においては、発注側が見積もりの段階でその工数の妥当性を評価することは容易なことではない。」と述べたが、そもそも工数情報を入手していないというのは好ましくない。 要件定義の場合、その内訳として、最低でも打ち合わせ工数、ドキュメント作成工数の2つには分けられ、データ移行費用の場合は、移行元データ分析、移行ツール開発、移行作業、検証作業ぐらいの情報は得るべきであろう。 こうした見積もりの内訳を確認すれば、見積もりの妥当性だけでなく、ベンダーの計画に対する実現性の検証にも有用である。 よって、見積内訳書はより詳細な内訳が分かるような様式とすべきである。</p>	今後、システム更改の事業者選定を行う際には、見積内訳書はより詳細な内訳が分かる様式に改める。
指摘8	<p>○HDI端末のステータス管理の不備 (P53) 今回のHDI端末のサンプル調査で、ステータス管理の不備が数多く検出された。 1つ目は、「予備」と「利用中」の不一致である。予備機が貸し出されて利用中になれば、「利用中」と変更すべきところを「予備」のままである場合、貸し出した端末が戻ってくれば、「予備」と変更すべきところを「利用中」のままである場合、が挙げられる。 2つ目は、登録された「部署・出先拠点名」が実際利用されている先と異なっている場合である。情報システム課は、課外に端末を貸し出すことがある。具体的には、職員課の研修用であったり、統計調査の作業用であったり、外部業者（例：富士通の勤怠管理システム）の作業用など。貸出先が未入力・未更新のケースがあった。また、総務課は本庁舎4階にあるが、秘書・文書・宿直などは離れた別の場所にある。課内で入り繰りが起こっているケースも見られた。宿直で登録されている端末は1台のみであったが、現場には2台の端末があった。 サンプル調査を行った中で、特定の職員が固定的に使っている端末はすぐに確認できたが、貸出中または故障中などの端末は、実在性の確認が容易ではなかった。端末がどこにあるかすぐには分からず、後日追跡調査をしてようやく判明したものもあった。サンプル調査した中では、所在不明のままの端末はなかったものの、かなり心もとない状況である。 この状態で放置しておくと、端末の紛失につながりかねず、さらには不正利用などの懸念もある。早急に改善すべきである。 具体的な改善策としては、ステータス管理の業務フローを確立すべきである。現状では、明確な業務フローがないため、どうしても漏れ等が出てしまう。また、担当者が変わると、ステータス管理の処理方法まで変わる恐れがある。業務フローをしっかりと作成して、ルーチン化すれば、ミス等も防げると考えられる。</p>	全庁に配備しているHDI端末全台を対象とした管理簿を作成し、職員やヘルプデスク間でリアルタイムに共有できる仕組みを構築した。
意見22	<p>○リース・レンタル物品の台帳管理および実地棚卸 (P54) 複合機は、複合機管理システムからネットワークを通じてステータス管理が可能であるが、個々の機器に割り当てられた機械番号は知ることができない。 台帳管理の目的としては、①税務処理目的、②会計処理目的、③資産管理目的、があると言われているが、資産管理目的で作成することを検討されたい。 リース・レンタル物品がどこにあるか、それらを適正に利用しているかを、現物と照合して、毎年実地棚卸を行うことが望ましい。管理台帳の作成により、使っていない物品等の把握や、数量の調整などより効率的な運用ができると考えられる。</p>	複合機の管理台帳を作成した。
意見23	<p>○契約書のバージョンとシステム現物のバージョンの相違 (P54) 契約書におけるサーバのバージョンは「Gen 9」であったが、システム現物のバージョンは「Gen 10」であった。導入時には、バージョンアップされたものが設置されたようである。トラブル等を回避する意味においても、システム内容の見直しがあれば、契約内容も差し替えることが望ましい。</p>	物理サーバー、搭載するソフトウェアのバージョンアップに伴い、資産リストの更新を適切に実施する。

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見24	<p>○電子申請サービスの普及のための目標値設定をする（P55） 統計情報（P55参照）を見ると、江東区の電子申請件数は、他の自治体に比べてかなり低く、23区においては最下位クラスである。 江東区情報化推進プランでは、16の個別施策の一つとして『電子申請の拡充』を掲げている。取り組みの方向性として、『電子申請の手続きメニューを増やし、区民サービスの拡充を図ります。また、電子申請の利用促進に向けた自治体間の情報交換、申請手続きを作成できる職員の育成と研修参加の促進を通して、サービスのクオリティが向上するための取り組みを継続して行います。』としている。 情報化推進プランで宣言しているからには、電子申請件数の目標値を定めて取り組むことを検討されたい。</p>	区民・事業者等から当区への申請手続きについて全般的に把握し、オンライン化できる手続きを抽出し、目標設定する。
指摘9	<p>○財務会計システム事業者選定の評価プロセスについての書類が保存されていない（P56） 財務会計システムの導入を目指して、区は平成15年にプロポーザルを実施した。しかし、今回の包括外部監査において情報システム課から提供された業者選定に関する資料は、文書管理システムが導入される前の紙による起案で紙による決裁の時代に作成されたドキュメントの断片であり、正式な区としての資料なのかメモなのかも判別がつかないとのことであった。 財務会計システムは現に使用しているシステムであり、その導入に関する資料は保管しておくべきである。外部の第三者からすると、選考プロセスを後日評価しようとしても資料が存在していないため、公正な評価がされたかどうかの検証もできない。 文書の保存期間について江東区文書管理規則第36条では、重要な契約に関するものの保存期限を10年とし、その他契約に関するものを5年、公有財産の取得及び処分に関するものについては長期の保存が必要とされている。区によると当案件は、5年の保存期間としているとのことであった。しかし、システムの使用期間とそのシステムに関する文書の保存期間は同じであるべきであり、プロポーザルに関する文書もシステムが稼働している間は保存するべきである。 説明責任の観点からも、関連資料はシステムの使用期間とともに保存しておくべきである。</p>	システム調達に関する文書は文書保存年限を経過した場合でも当該システムを運用している期間中は保管する。
指摘10	<p>○文書管理・電子決裁システム事業者選定の評価プロセスの書類が保存されていない（P56） 文書管理・電子決裁システムの事業者選定について、提供された資料によれば、第一次審査と第二次審査があり、第一次では7社中3社が審査通過、2社が落選、2社が辞退、第二次では3社の中から日本ユニシスが選ばれたことが分かる。 しかし、評価結果についての資料がないため、評価プロセスが適正であったかどうかの判断はできなかった。説明責任の観点からも、関連資料は調達したシステムが稼働している間は保存しておくべきである。</p>	＜指摘9＞と同様
意見25	<p>○事業者撤退のリスクについて（P56） 日本ユニシスが当システムから撤退の意思表示をした際のユーザは、江東区の他に2区あった。日本ユニシスの撤退は既定路線であったため、東京コンピュータサービスが引き継ぐかどうかについて、江東区を含む3区と日本ユニシス及び東京コンピュータサービスの間で打合せが行われた。東京コンピュータサービスの主張は、3区のうちひとつでも欠けるならば、採算が合わなくなるので、引き継がないとのことであった。これを受け、3区はそろって継続を表明したため、東京コンピュータサービスの引き継ぎが決まった。 このような経緯があるため、ユーザである区側はベンダーに対して若干弱い立場にあると考えられる。そもそも日本ユニシスが撤退したのは、事業として成り立たない等の理由と推察され、業者が変わっても撤退リスクは依然として残っている。 これらシステムの将来展開においては、事業者撤退のリスクについても評価基準として盛り込むことを検討されたい。</p>	システム調達において、事業者撤退のリスク回避策も評価項目に取り入れる。
指摘11	<p>○リモートアクセス端末の持出（P57） 江東区情報化推進プランでは、個別施策の一つとして『ICTを活用した業務改善、業務の効率化及び生産性の向上』を掲げており、取り組みの方向性としては、『テレワーク、モバイルワーク、ペーパーレス会議システム、バーチャル会議システムの導入を検討し、コミュニケーションの円滑化と情報共有の促進、即時性の向上、意思決定のスピードアップを図ります。』としている。 新型コロナウイルス感染症対策の緊急措置として、個別施策であるテレワークのテスト等のためリモートアクセス端末の持出があったが、リモートアクセスの運用やテレワークの実施についての内部規定は存在しない。 緊急事態の下、やむを得ない措置とも思えるが、持出許可についての承認プロセスについては何かしらの証憑を残しておくべきである。また、早々に持出についての内部規定を整備するべきである。</p>	リモートアクセス端末の貸与に当たっては、被貸与者と端末管理番号を紐づけた管理簿を作成し管理する。
意見26	<p>○職員の在宅勤務に関する「府内LAN運用要綱」を改訂するべき（P60） 区では現在、テレワーク環境の整備を進めており、令和2年度第1回江東区電子自治体推進委員会議事録（令和2年6月3日開催）によると、テレワークの運用を令和2年度の夏から開始することを想定して、自宅等からインターネットを経由し府内LAN仮想デスクトップに接続するリモートアクセス環境を構築している。 システム環境やセキュリティ等技術面においてはテレワーク運用の準備ができている状況であるが、「府内LAN運用要綱」は区の庁舎内及び出先施設に敷設された府内情報系ネットワークへのアクセスを想定しているため、本格運用に先立ち自宅等からアクセスする際の規定及び申出書等を別途定めることが望ましい。</p>	在宅勤務の実施に際しては、リモートアクセス端末を貸与する条件、セキュリティ確保への同意、貸与の申請、承認手続きを盛り込んだ規程を整備する。

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘12	<p>○府内LAN系システム構築の事業者選定手続きについての書類が保存されていない (P61)</p> <p>平成25年度に、区では府内LAN系システムのサーバ構築のためプロポーザル方式により事業者の選定を実施した。プロポーザル方式とは、選定条件に合致する業者を絞り込んで指名し、業者の技術提案書やプレゼンテーションを評価・検討したうえで、もっとも適切な者を選定する方式であり、随意契約の一種である。特徴としては、低入札落札者による品質低下を防げ、価格によらず業者の技術力等を評価して選定するため、より質の高い成果を期待できる一方、選定に恣意性が介在する余地があり、選定過程の公平性及び客観性確保に留意する必要がある。</p> <p>区では、平成25年度に実施された府内LAN系システムのサーバ構築にあたり、導入やその後の保守も含めたサービスの提供事業者として最もふさわしい事業者を選定するために選定委員会を設置した。選定委員会は、選定を公正かつ厳正に行うため、所管課である情報システム課長およびその他の部署の役職者により構成される。各選定委員は事業者作成の提案書を一定の評価項目及び評価基準に従って評価を行い、各委員作成の採点表を元に集計表が作成され、評価点が最も高い事業者が選定される。</p> <p>選定手続き適正性の検討にあたり、区より事業者決定に係わる資料を求めたが、その合理性を確認できる文書や相談記録等が残されておらず、事業者選定の公平性と客観性が担保されているか判断することができなかつた。</p> <p>プロポーザル契約においては、事業者の選定過程の公平性、客観性および透明性について説明できる記録を残しておくことが必要である。</p>	<p>〈指摘9〉と同様</p> <p>【情報システム課】</p>
意見27	<p>○大規模システムの導入検討において外部専門家の支援を受ける必要性 (P61)</p> <p>「システムライフサイクルマネジメントガイドライン」の「2. 企画」にあるとおり、規模の大きなシステム化の検討にあたっては、システムに関する知識を持ったコンサルタント等に依頼し作業支援を受けることも考慮することとされている。平成25年度の府内LAN系システム構築の業者選定に関して、選定委員会のメンバーは、部長・課長クラスの区職員のみで組織されており、独立の立場からアドバイスができる外部専門家等は含まれていない。平成25年度に実施された事業者の選定においては6社の業者からプロポーザルを受けているが、各社から提出されたプロポーザルの内容は専門的かつ100ページを超えるボリュームの提案書もあり、優劣の比較が容易ではない。IT分野に知見を有するコンサルタント等の支援を受けることにより、提案書の内容を適切に理解し、より客観的かつ透明性が高い比較検討が期待できたと思われる。</p> <p>さらに、平成25年度にLAN系システム構築を委託した事業者が、府内LANシステムの理解に優位性を有し作業効率が高くかつ費用も抑えられるとの理由から、区は平成29年度以降のHDI構築、増設作業および運用・保守業務について、他の事業者の相見積もりをとることなく、同じ事業者へ委託しており、特定ベンダーの独自技術や製品・サービス等に大きく依存していることが懸念される。</p> <p>大規模システム導入時には、その後の運用・保守も視野に入れた十分な検討を実施することは極めて重要であり、外部専門家の意見聴取の機会を設けることは事業者のプロポーザルを評価するにあたり、評価の質と客観性を確保するのに有用と考えられる。また、場合によっては保守・運用フェーズにおいても独立の立場の外部専門家からアドバイスを受ける機会を設けることが事業者に対する牽制となり、特定ベンダーの独自技術や製品・サービス等に大きく依存する弊害として徒にサービスの選択肢が狭められ、あるいは調達コストが増大することを回避できる効果が期待できると考えられる。</p>	<p>大規模なシステムの導入検討において、ICTアドバイザーから支援を受けるスキームを導入する。</p> <p>【情報システム課】</p>
意見28	<p>○「個人情報の取扱いに関する特記条項」に定める「誓約書」を委託先の従業者個人から徴取する規定見直しの必要性 (P62)</p> <p>江東区個人情報保護条例第12条には、「実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外の者に委託しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その委託契約において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない」とあり、個人情報の秘密保持に関すること、再委託の禁止又は制限に関することなど9項目について必要な条件を付すべきこと（同条例施行規則第9条）が義務付けられている。また、個人情報を取り扱う業務を外部へ委託する際の契約書に付される「個人情報の取扱いに関する特記条項」では委託業務にかかる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書を徴取し、区に提出することを求めている。</p> <p>上記規定に基づき、区の平成28年から令和元年の監査委員監査において、情報システム課の契約書に「個人情報の取扱いに関する特記条項」に定める誓約書や各種届出書（以下「誓約書等」という）が委託先から適切に徴取されていない事例が複数の契約において認められた、という指摘があり、当該指摘に対する措置として情報システム課では、個人情報の取扱いに関する特記条項に定める誓約書や各種届出書等の徴取における管理方法を見直しチェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことで管理の徹底を図ることとし、当該対応を継続している。</p> <p>地方自治体の事務処理では大量の個人情報を処理するため、個人情報の適切な保護に万全を期すことは非常に重要である。しかし、委託先または再委託先の従業者個人の誓約書の提出先を区とすると、委託先等の従業者個人から誓約書等が徴取されたことを確認するためのチェックリスト作成及びダブルチェックの実施など情報システム課の過大な事務負担となることでチェックが形骸化する可能性が懸念される。従業者個人からの誓約書提出先はあくまでも雇用関係のある事業者とすべきである。委託先における従業者監督の義務が履行されていることのエビデンスとして、必要に応じて従業者個人が委託先に提出した誓約書の写しの提示を求めることができる規定を契約書等に設けることで、江東区個人情報保護条例第12条の趣旨は達成できると考える。契約書等に適切な規定を設け、委託先の責任を明確にすることで、個人情報の保護が実質的に担保されることが望ましいと思われる。</p>	<p>特記条項第6条は、所管課では修正及び選択的利用ができない項目となっている。当該条項の意義について、条項の解釈が適切か、他の法令に抵触していないか等、改めて広報広聴課と協議し確認していく。</p> <p>【情報システム課】</p> <p>【情報システム課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見29	<p>○アンケート等によるシステムの評価の必要性 (P63) 平成29年度の府内LANシステムの更改後、ユーザーアンケート等は実施していないとの回答を区より得ているが、府内LANシステムのユーザーは区職員であり、職員が効率的かつ効果的に業務を遂行できる業務インフラを提供することで、ひいては住民サービスを向上させることが所轄課である情報システム課の最終的な目的と考えられる。 したがって、ヘルプデスクに寄せられた問合せ以外にも、アンケート形式等でエンドユーザーである区職員から広くフィードバックを得て結果を分析することは、システムおよび委託業務の品質を評価する上で有用と考えられる。 「システムライフサイクルマネジメントガイドライン」の「7.評価7.2評価項目」において評価項目として「ユーザー評価：ユーザーの使用感や指標からの合致点では見えてこない評価について、アンケート形式等で評価を行う」との記載があることから、区としてもアンケート実施の有用性を認識しているものと思料する。 また、アンケート形式等によりヘルプデスクに関する満足度調査を実施することで、運用・保守業務を受託している事業者に対する牽制およびサービス向上に対するさらなる意識付けが期待できる。</p>	多くの職員がユーザーとなるシステム（グループウェア等）を更改する際は、既存システムの使用感などに関するアンケートを実施するとともに、アンケート結果で要望の高い機能を更改の仕様へ反映する等、調査内容をプラスアップする。
意見30	<p>○システム評価計画の作成を検討する必要性 (P63) 「システムライフサイクルマネジメントガイドライン」の「7.評価」において、「新規に開発したシステムが運用段階に入り安定稼働し、システム管理者や運用者、利用者が使用に慣れた段階で、機能要件の達成状況や費用対効果等についてシステムの自己評価を行う。また、既存のシステムについても、運用環境の変化や技術革新に対応を要することもあるため、継続的に自己評価を行う。」と記載されている。区へ質問をしたところ、<意見事項 29> アンケート等によるシステムの評価の必要性（情報システム課）でも述べたユーザーアンケート等含め、システム評価は実施しておらず、またその予定もないとの回答であった。しかし、<意見事項 27> 大規模システムの導入検討において外部専門家の支援を受ける必要性（情報システム課）でも述べたとおり、区は平成25年度の府内LAN系システム構築の事業者選定を端緒として、平成29年度以降のHDI構築、増設作業および運用・保守業務についても、府内LANシステムの理解に優位性を有するとして同事業者と随意契約を締結しており、選定手続きに競争性がないため、機能要件の達成状況や費用対効果等について、より厳正に評価を実施すべきである。全体最適化やソフトウェア、ハードウェアの賃貸借期間等との整合性を図りながら、評価計画の作成を検討することが望ましい。</p>	<意見8>で述べた通り、システムライフサイクルマネジメントガイドラインの見直しを含め、評価計画の作成を検討する。
意見31	<p>○固定資産台帳へ計上する資産の基準を明確にした上で固定資産台帳を公表すべき (P64) ソフトウェア等を含む区の固定資産の管理に関して、区では毎年、財政課が「資産状況調査票記入要領」に基づく報告を全庁に求めているが、固定資産台帳へ計上する資産について区としての明確な規程等は定めていないようである。 「資産状況調査票記入要領」は総務省作成の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成28年5月改訂）の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（以下「手引き」という。）に準拠して作成していると思われるが、手引きは、固定資産の記載対象範囲や評価方法に関する原則的な取扱いを定める一方で例外を認める場合もあり、また、実務上必要な事項がすべて定められているわけではないため、詳細については、区の状況、実情に応じた対応を自ら定める必要がある。 例えば、リース期間終了後、リース資産の所有権が区に移転しない賃貸借取引について区は、売買取引に係る方法ではなく、賃貸借取引に係る方法で処理しており、賃貸借契約により調達している府内LANシステムに関するハードウェア及びソフトウェアは、区の固定資産台帳には計上されていない。 一方で、同様のシステムを採用している他自治体において開示されている固定資産台帳を閲覧したところ、府内LAN共通基盤をソフトウェアとして計上しているケースや器具備品等の有形固定資産として計上するケースなど、自治体ごとに取扱いにばらつきがある状況が認められた。他自治体との比較可能性を確保するために、資産の計上基準、評価要領といった基準の作成を財政課に依頼し、区としての考え方を明確にすることが望ましい。 なお、区は現在、固定資産台帳の開示を行っていないが、以下（P65参照）の通り、固定資産台帳は公表を前提とすることと、手引きにおいて明示されていることから、区においても整備した固定資産台帳を積極的に開示することが望まれる。</p>	財政課が定める資産管理台帳の方針に則り管理を行っており、検討を財政課に依頼する。
意見32	<p>○情報セキュリティ監査結果の公表 (P69) 江東区では情報セキュリティ監査の結果は公表されていないが、地方公共団体における情報セキュリティガイドラインによれば、情報セキュリティ監査の結果については、情報セキュリティ確保に配慮しつつ公開することをすすめている。 情報セキュリティ監査の結果の公表について検討されたい。</p>	情報セキュリティ監査の結果のうち、区のセキュリティレベルの維持に支障がない範囲で公式HPに掲載する。
意見33	<p>○課情報セキュリティ実施手順および課情報セキュリティ実施手順に基づく緊急時対応計画の改定の徹底 (P70) 情報セキュリティインシデントが令和元年に2回発生した部署における、28江政情第70号による作成依頼文書：①課情報セキュリティ実施手順 および ②課情報セキュリティ実施手順に基づく緊急時対応計画を確認したが、セキュリティ実施手順では特に同種のインシデント（紙媒体の紛失）発生を抑止するための策を講じた後の手順改定などが行われていない。 情報セキュリティポリシー以下のセキュリティ関連規程は策定後も定期的に更新し、実行性を高めるようにする必要がある。</p>	各課情報セキュリティ実施手順の改定は、情報システム課が「ひな形」を示し、これを基に各課の実情に応じ適宜修正のうえ行うこととしている。「ひな形」のうち、必須で盛り込むべき内容を定め、各課に共有するよう検討する。

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見34	<p>○情報セキュリティに関するポリシーの徹底 (P71) 31江政情第1830号令和2年3月16日発出の江東区情報セキュリティ実施手順の改定の依頼（各課で所管する江東区情報セキュリティ実施手順）について、情報資産の廃棄に関する規定の一部を改正することとなっている。その趣旨としては、神奈川県庁の廃棄HDDの情報漏洩を踏まえたものであり、情報システム課から各課には以下（P71参照）のような依頼文が出されている。 そして、下記（P71参照）のような各課の情報セキュリティ実施手順の改正を要求している。 しかしながら、改定された手順においても、原則化されていない部署が散見される。 次は、情報セキュリティインシデントが発生した部署のセキュリティ実施手順の該当部分である。（P72参照） なお、原則外の措置を行う場合は、対策基準第104号（P72参照）の扱いをすることになると表明されているが、まずは規程に原則手続を明記することがなければ、例外にもあたらないことになる。 情報システム課は、各課が依頼通りの措置をしたかどうかの仕組みを作るなどして、各所管課に周知徹底するよう検討されたい。</p>	<p>〈意見33〉と同様</p> <p>【情報システム課】</p>
意見35	<p>○緊急時用のシステム復旧操作の習熟 (P73) 災害時に外部事業者（ITベンダー）の復旧業務に要員手配の関係から長期間を要する場合など、職員による復旧操作を行うことも想定して、各システムの操作に習熟しておく必要がある。</p>	<p>毎年法定停電時及び机上訓練にて確認を行っている。引き続き、復旧操作について熟知していく。</p> <p>【情報システム課】</p>
意見36	<p>○ICT部門における事業継続計画の想定災害の見直しの必要性 (P73) 昨今、自然環境の変化により激甚化した台風の襲来が予想されている。 江東区においては、令和元年の台風19号により荒川の水位が上昇し、氾濫発生の可能性が高まり、亀戸、大島、東砂の全域と北砂6、7丁目に区として初めてとなる避難勧告が発令されている。江東区ではかねてより荒川の氾濫による洪水害を想定した江東区洪水ハザードマップ【洪水氾濫】を作成し、公開している。 このハザードマップでは、荒川の水位が上昇することによって堤防が決壊し、洪水氾濫が発生した際、江東区役所のある東陽4丁目では3m～5mの浸水深となると想定されている。 上記の降水量や荒川の水位の上昇を考えれば、事業継続計画の想定災害には洪水氾濫を含める必要があるのではないかと考える。 ICT部門における事業継続計画の想定災害の見直しを検討されたい。</p>	<p>洪水氾濫した場合の被害想定及び初動対応項目について、令和2年度のICT部門の事業継続計画の改訂にて、記載を追加した。</p> <p>【情報システム課】</p>
意見37	<p>○事業継続計画の見直しについて (P74) 前述の通り、洪水氾濫時には3m～5mの浸水が起きる可能性があるため、本庁舎と防災センターにつながる本庁舎からのネットワークおよび防災センターのネットワーク機器が浸水する可能性がないとは言えず、現在の事業継続計画（震災編）の想定をそのまま適用するのは困難がある。 また、根本的に洪水氾濫と震災では被害の箇所、内容など想定が大きく異なるため、事業継続計画は別物として再検討する必要がある。</p>	<p>〈意見36〉と同様</p> <p>【情報システム課】</p>
意見38	<p>○テレワークに関する情報機器に関する規程について (P74) 今後在宅勤務をしなければならない事態が生じたときに速やかに対応できるように対処しておく必要がある。より在宅勤務の効率性や成果を高めていくために、職員課との連携によるテレワークに関する労務規程の速やかな制定とともに、テレワークに関する情報機器に関する規程について、職員課などと連携し整備を整えられたい。</p>	<p>在宅勤務の実施に際しては、リモートアクセス端末を貸与する条件、セキュリティ確保への同意、貸与の申請、承認手続きを盛り込んだ規程を整備する。</p> <p>【情報システム課】</p>
意見39	<p>○ソフトウェアの保守契約費用について (P75) 上記の税込総額について、システムのソフトウェアライセンスの初年度分（1年間）が含まれているかどうか確認したところ、Cyber MailサーバのバックアップソフトウェアAcronis、ウイルス対策ソフトウェアTrendMicro Server Protectは、メーカーの初年度保守費が含まれていると回答があった。結果的に1年間で負担すべき費用が5年間に渡って繰り延べられる結果になるので、機器の賃貸借契約とは別に保守契約を締結されるのが望ましい。</p>	<p>機器賃貸借に1年分の保守ライセンスを別契約で調達することが差し支えないものについては、保守ライセンスを別契約とする。</p> <p>【情報システム課】</p>
意見40	<p>○サーバルームに関する規程の整備 (P75) サーバルームは重要資産である情報システム機器や情報資産が格納されている情報システムにおける心臓部である。区では、「江東区情報システム課における監視カメラの設置及び運用に関する要綱」及び「江東区情報セキュリティ対策基準」第29条～31条の各規程に従い、監視カメラの設置、物理アクセス制限、入退出ログ取得を行っている。しかしそれらを全体的に規定した遵守規程やルールは制定されていないため、サーバルームのための規程を制定し、運用を行うことを検討されたい。</p>	<p>サーバルームに関しては、「江東区情報システム課における監視カメラの設置及び運用に関する要綱」及び「江東区情報セキュリティ対策基準」に規定されている内容で網羅できており、改めて制定することは特段必要ないと考える。</p> <p>【情報システム課】</p>
意見41	<p>○非常時に備えた情報システムの外部リソース利用 (P76) 情報システム課の事業継続計画では非常時には情報システムのサーバは停止し、稼働しないことになっているが、非常時には外部リソースを使用するなどの事業継続計画を策定するなど、稼働や早期に回復するための対策を検討するべきである。</p>	<p>今後の検討課題としたい。</p> <p>【情報システム課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘13	<p>○災害情報管理（収集、分析、共有）に関する規程・マニュアルが存在しない（P81）</p> <p>災害情報を集める体制（災害情報連絡員や警察・消防からの連絡、その他）、仕組み（本災害情報システム、他連携システム（都災害情報システム、地震情報システム、防災行政無線等）はあるものの、平時、災害見込時、災害発生時にこの災害情報システムを中心に、どのように災害情報を収集、分析、共有するかを規定する業務規程やマニュアル、手順書等が存在しない。</p> <p>各種災害情報（備蓄等の情報も含む）は災害対策係で一元的に管理され、有機的な結合により、分析、活用されるべきだが、現状は災害情報システムのいくつかの管理機能を使っているに過ぎず、担当者にも一部不明な機能（上記作業仕様書の内容）があるように見受けられるなど、災害時の被害予測やあるべき防災対策の分析などの高度な活用段階に至っていないと考えられる。</p> <p>システムの利活用については、経験を積んだ職員の異動も想定し、必要な情報を記載した文書を残すことで確保するべきである。</p>	<p>例年実施している災害対策本部運営訓練において、首都直下型地震の発生を想定した区内の被害情報や、災害情報連絡員の収集状況等について、災害情報システムを活用したうえ、災害時対応に必要な情報収集・分析にかかる訓練を実施しており、災害時における区の活動イメージを掴むとともに、引き続き区の災害対応能力の向上を図っていく。また、経験を積んだ職員の異動も想定し、危機管理室の職員に対する災害情報システムの操作説明会を例年実施しており、国や都のシステム更改等を踏まえ、今後どのようなかたちの情報収集・分析が望ましいかを含めて、本システムの利活用についてマニュアル化の検討を進めていく。</p>
指摘14	<p>○災害情報システムに関連するシステム構成図の不備（P82）</p> <p>ベンダーが作成したシステム構成図をシステム構成図として使用しているが、同構成図には未実装の機能やシステム化構想にも含まれていないシステム連携が含まれており、システムの概要を把握するには不都合、誤解を招く可能性がある。災害情報システムは日常的に使用するシステムでもないため、どのような目的で、どのような情報を取り扱っているのか、関係者が容易に理解、確認できるようなドキュメントをしっかりと整備しておく必要がある。実際の構成に基づいたシステム構成図を準備するべきである。</p>	<p>本システムが現在運用している構成図にかかる概要を再度整理し、まとめたもののドキュメントを作成する。また、操作説明会の際にも、システム構成についての説明をしてもらい、構成図の充実化を図る検討を行う。</p>
意見42	<p>○災害情報システムに登録すべき、災害の対象が明確になっていない（P82）</p> <p>担当者によれば、区の災害対策本部が設置された災害が登録対象のことであるが、災害情報システムに実際に発生した災害として登録が確認できたものは、東日本大震災（平成23年3月11日）の他、平成26年の大雨（平成26年9月10日 大雨警報時）によるものである。令和元年の台風19号（令和元年10月6日-10月13日）のときに災害対策本部は設置されたとのことだが、災害情報システムに同台風の災害の登録はされていない。</p> <p>またシステムには防災訓練時のデータやテストデータも数多く登録されており、システム上の登録災害は実データの方が少ない。災害データを登録し、分析に役立てることも本システムの重要な目的であることから、事後に活用ができるような登録対象災害を決定し、それにもとづいて情報の蓄積をはかり、システムの運用ノウハウを積む必要がある。</p>	<p>今後、災害対策にあたっての分析に供することができるよう、想定される主な自然災害（地震、洪水、高潮、大雨等）のうち、システム登録対象となる災害の要件を明確にし、情報の蓄積を図っていく。</p> <p>また、システムの運用については上記の想定される自然災害に応じた操作説明会を複数回実施すると同時にその過程等をマニュアル化していくことでシステムに対する習熟度を高めていくことを検討していく。</p>
意見43	<p>○災害情報システムに登録すべき災害情報の取り扱い（措置状況管理）が明確になっていない（P82）</p> <p>災害情報システムには登録した災害データの内部に、報告があった被害情報を登録し、管理する機能がある。ただし実務上、被害報告後にそのフォロー（現地での被害対応）をどのように各部署と連携し、被害対応の顛末（措置情報）をシステム上でどのように登録、管理するべきか、明確にはなっていない。（被害対応については、システム内のメモ機能で残すようにはしているとの回答あり）。</p> <p>同システムにある措置情報機能を使って、発生被害の対応状況を一元管理するような災害発生時の連絡体制、フォローワー体制の構築を検討すべきである。</p>	<p>システムにある措置機能を含め、発生被害の対応状況を一元管理するような災害発生時の連絡体制、フォローワー体制の構築を検討していく。</p>
意見44	<p>○非常用電源は別途用意する必要がある（P83）</p> <p>災害情報システムは防災課が管理している。停電時の電源対策については、安全にシステムをシャットダウンするUPS（無停電電源装置）は設置されているが、長時間の稼働のための外部電源は別途準備する必要があるとのことであった。外部電源は倉庫に備置してある発電機を想定しており、停電時にはそれを運搬して電力を供給することになるとのことである。</p> <p>通常の業務用システムであれば、そのような対応であっても問題ないが、災害情報システムは災害発生時こそ、確実な稼働が確保されるべきものであるから、災害用非常発電源（電力供給対象は電話交換機、消防設備、保安照明、コンセントの一部、エレベータ1基）からの電力供給を確保するような電源対策を検討されることが望ましい。</p>	<p>庁舎管理を行う経理課管財係に確認したところ、非常用発電源で約1週間防災センター4Fの電力は賄うことができるとのことであった。また、非常用発電源の電力供給時に外部電源の供給準備などを行うことで、非常用発電源の電力供給が終了した場合においても継続して電力の供給は可能である。</p>
指摘15	<p>○インターネットに接続する際に必要な申請手続を行っていない点について（P85）</p> <p>地域ケア推進課において、情報システム課に相談の上で長寿サポートシステムの導入をしたが、このシステムを運用するにはインターネットへの接続が必要である。この接続手続にあたり江東区インターネット運用基準の第7条において、インターネットに接続しようとする課の課長は、ネット管理者たる情報システム課長に申請しなければならないと規定されている。</p> <p>そこで、この申請を行ったか当課担当者に質問したところ、特段の申請をしていないという回答であった。これは、運用基準に違反する事実である。</p> <p>そのため、早急に申請を行い情報システム課長による承認を得る必要がある。逆にこの申請手続自体が特に必要ではないと判断される場合には、運用基準の改正等を行うべきである。</p>	<p>申請手続きの根拠となる規程が廃止となる。</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見45	<p>○USBメモリを使用している現状におけるセキュリティ上の問題について (P85)</p> <p>地域ケア推進課内でUSBメモリを使用しているか否か質問したところ、住基データを基幹系から長寿サポート高齢者情報システムに取込むために週次で使用しているという回答を得た。また、その管理方法について質問を行った結果、USBメモリは情報システム課の許可を受けているパスワード付のものを使用しており、課内の金庫（開扉者限定、開扉簿あり）で保管し、使用する際は金庫の開扉者に依頼して金庫を開け上司の許可を得てから持ち出ししているということであった。そして、持ち出し等の記録は「電磁的記録媒体持出台帳」に記載しており（記載内容は以下参照）、誰がいつ使用したかが把握できる体制をとっているとのことであった。</p> <p>【記載内容】持出者、持出理由、持出日、持出許可者印、返却予定日、返却日、返却者、返却確認者印</p> <p>上記回答からUSBメモリ自体のセキュリティ対策はなされていると考えられるが、そもそも持出者が自己のUSBメモリを使用してデータを取込むことができる状態であり、個人情報データが外部に流出されるリスクがある。この点におけるセキュリティ対策が行われていないため大きな問題があるといえる。</p> <p>また、<意見事項 46>システム機器設置を情報システム課内へする必要性について（地域ケア推進課）で述べているようにサーバ機器を情報システム課内に集約していれば上記取込みを行う必要性もないため、機器の設置も含めて抜本的に変更を行う必要がある。</p>	USBデバイス制御ソフトの導入について、システム委託事業者と協議を進める。
意見46	<p>○システム機器設置を情報システム課内へする必要性について (P85)</p> <p>現行稼働システムは、地域ケア推進課が管理している。課内に置かれている理由を質問したところ、情報システム課と相談の上で課内に設置したとの回答であった。</p> <p>システム機器を課内に置いた場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。事実過去に庫内環境に起因した重度のシステム障害が発生している。</p> <p>このような問題点を解消するためには情報システム課内に設置をすることが望ましい。また、情報システム課にて業務負担は増すことが想定されるが、全局的には効率的なシステム管理が実現できると考えられる。さらに<意見事項 45>USBメモリを使用している現状におけるセキュリティ上の問題について（地域ケア推進課）において述べたようなセキュリティ上の問題点も解消できる。なお、情報システム課内においても共通仮想基盤があることから設置体制も整っており、移設可能性も含め検討されたい。</p>	情報システム課マシン室内へのサーバ移設について、情報システム課と検討していく。
意見47	<p>○システム更新時期の方針が未策定の状況について (P86)</p> <p>システムの更改時期について方針等があるか質問した結果、方針等は定まっていないが10年程度を1つの基準と考えているという回答であった。システムを何ら更改することなく長年使用し続けた結果、業務プロセスにも影響がでた他部署があることであり、属人的な現状では後々大きなトラブルとなる可能性も否定できない。</p> <p>情報システム課策定のシステムライフサイクル・ガイドラインを参考するなどして、今後のシステムのライフサイクルを検討することが有用である。</p>	江東区情報化推進プランやシステムライフサイクル・ガイドラインを参考し、更改時期について検討する。
意見48	<p>○システム障害が発生した時に作成する状況報告書の統一の必要性について (P86)</p> <p>長寿サポートシステムにおける障害発生件数は、軽度なものが年間1、2件、重度のものが過去5年間で2件であるが、当該障害が発生した状況等を記載する報告書のフォームが特に定められておらず、担当者が各自作成している状況である。</p> <p>このような状況では記載すべき事項等が漏れる可能性があるといった問題や、個々人の能力や経験等により記載内容が変わるといった問題が生じる可能性がある。</p> <p>そのため、必要記載事項等を定めた障害状況報告書の統一フォームを整備することが有用である。</p>	令和3年度のシステム保守業務委託契約から、障害発生時の報告事項を定めた。
指摘16	<p>○セキュリティ実施手順に規定されたサーバの冗長化について (P88)</p> <p>保護第一課で規定されているセキュリティ実施手順第18条によると、「情報システム管理者は、重要な情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、区民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバを冗長化する等により、可用性を維持するための措置を講ずるものとする」とある。</p> <p>保護第一課が管理しているサーバはサーバが1台のみであり、内部ディスク装置がRAID5にて冗長化されているとは言え、セキュリティ実施手順が要求するようにサーバ自体が冗長化されているとは言えない。セキュリティ実施手順の見直しを検討されたい。</p>	指摘の通り、セキュリティ実施手順を見直した結果、「HDDを冗長化する等により、可用性を維持するための措置を講ずるものとする」規定に改正する予定である。（令和3年7月1日付施行予定）
意見49	<p>○システム機器設置を情報システム課内へ移設する検討 (P88)</p> <p>現行稼働システムは、保護第一課が管理している。システム機器を課内に置いた場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。</p> <p>このような問題点を解消するためにはシステム機器を情報システム課内に設置をすることが望ましい。保護第一課は、情報システム課の共通仮想基盤について情報システム課と情報を共有し、システム機器を情報システム課へ移設できないか検討されたい。</p>	システム機器のリース期間は令和6年9月30日までとなっている。リース期間満了後に移設ができるかどうかについて、現在、情報システム課と情報共有しながら検討している。

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見50	<p>○導入時の契約形態 (P91) システム更改の際に、「A社製のシステムを備えた機器のリース」という内容で競争入札を行っている。つまり入札の際にはA社製システムを使用することが決まっていたということである。 A社は現行システムベンダーであり、交通対策課は平成19年からA社製のシステムを使用している。交通対策課ではシステム更改の際に、A社を含む3社から見積りを取得し、検討を行っている。A社は金額では2番目であるが、現場の混乱が少ない、5年以上の稼働実績がある、等の理由によりA社に決定された。また、3社比較の項目に「旧システムからのデータの移行」を入れており、A社は現行システムと同一業者のため無償にて行うが、他社は有料作業となっている。しかし、この項目を比較表から除くと評価はA社は2番目になる。そもそもシステムの比較項目として現行ベンダーに有利な項目を評価項目に入れるのは妥当ではないのではと考えられる。 平成19年から10年以上使用しているのにはそれなりの理由もあると考えられるため、契約形態については次回更改時には検討されたい。</p>	<p>次回更改時には、システムベンダーの選定方法・基準や、機器のリースも含めた契約形態について、本意見内容をふまえて検討することといたしたい。</p>
		【交通対策課】
指摘17	<p>○セキュリティ実施手順の情報資産の廃棄についての文言修正 (P92) 情報システム課から令和2年3月16日付けで発出された「本区が締結する契約におけるデータ消去手続きについて」にて要請されている情報セキュリティ基準の修正（<意見事項 3 4>情報セキュリティに関するポリシーの徹底（情報システム課））に関して、原則とは異なる方法が採用されている。 原則に基づく措置が困難な状況で、原則とは異なる方法を採用することについて合理的な理由がある場合は例外措置が必要となる。原則通りの修正であれば、情報システム課より指導のある改正案にて文言を修正されたい。</p>	<p>本指摘については、令和2年4月1日付けで既に措置済みである。 交通対策課では、情報システム課からの発出を受け、既にセキュリティ実施手順の文言を修正済みであったが、監査人からセキュリティ実施手順を求められた際に、修正前の旧版を送付していた。 現在は、セキュリティ実施手順の管理方法の見直しや再度の周知等、バージョン取り違えの防止措置を実施済みである。</p>
		【交通対策課】
意見51	<p>○システムの更改時期の検討 (P92) 現行では機器のリース期間がシステムのライフサイクルとなっている。前回のシステム更改は、5年間の機器貸借契約が終了するため次期システムの検討が必要となった、としている。5年毎にシステムを入れ替えるのではなく、サーバは再リースし、機器だけの入れ替えを行うなどの方策はないのか検討されたい。</p>	<p>機器のリース期間と合わせたシステム更改の必要性については、本意見内容をふまえて検討することといたしたい。</p>
		【交通対策課】
意見52	<p>○サーバ設置場所の検討 (P92) 現行稼働システムは交通対策課が管理している。システム機器を課内に設置した場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。 このような問題点を解決するためには情報システム課内に機器を設置することが望ましい。以前、情報システム課への移設も検討され、防災センターの年1回の停電のために断念されたという経緯はある。年1回の停電について運用により回避できる可能性がないか等も踏まえ、再度情報システム課の共通仮想基盤への移行やサーバの移設を検討されたい。</p>	<p>情報システム課の共通仮想基盤への移行やサーバの移設については、再度検討することといたしたい。</p>
		【交通対策課】
指摘18	<p>○当初導入時の関連資料が保存されていない (P94) 江東区文書管理規則第36条第1項第1号では、文書の保存期間の基準として、公有財産の取得及び処分に関するものについては、「長期」の保存が必要とされている。公有財産を取得した場合は、当該資産を処分するまでは契約書、仕様書、保証書等の権利関係を明らかにするものは保管する必要がある。 しかしながら、障害者自立支援システムについては当初の資料等が保存されていない。業務用のシステムも公有財産の一部であり、導入時の資料はシステムを使用している間は保存しておく必要がある。今後、導入経緯の関係書類も含め、少なくとも当該システムが稼働している間は、関係書類を保管しておく必要がある。</p>	<p>ご指摘のあった現行システムは今年度末にて運用終了となるが、15年前の構築当初の書類等が存在しないことについては、文書管理が不適切であったと認識している。 現在、令和3年4月稼働の新システムを構築中であるため、現行システムの処分関連書類および新システムの機器取得に関する書類については、適切な引継ぎおよび管理を行う。</p>
		【障害者支援課】
意見53	<p>○サーバ設置場所の時期を決める (P94) 現行稼働システムは障害者支援課が管理している。システム機器を課内に設置した場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。事実、過去に設置場所の環境に起因した障害がおきている。 このような問題点を解決するためには情報システム課内に機器を設置することが望ましい。現在開発中のシステムの仕様書に将来的には情報システム課所管の仮想基盤への移行が記載されているが、具体的スケジュールを情報システム課と協議の上決定されたい。</p>	<p>新システム稼働時点では引き続き障害者支援課管理となるが、情報システム課基幹系ハードウェア更改後のサーバ統合に向けた打ち合わせを令和元年度より開始しており、引き続き協議を行う。</p>
		【障害者支援課】
意見54	<p>○端末台帳の整備の必要性 (P94) 端末台帳が契約書の内容となっている。設置場所、機械番号や機器ごとの役割等を管理するためには台帳を作成する必要がある。新システム稼働時には端末台帳を作成されたい。</p>	<p>新システムにおいてはシステム構築事業者が端末等の機器台帳を作成することとしており、成果物を令和3年3月末に受領予定である。また、令和3年4月以降は、この台帳を用いて各機器シリアルナンバーと当区における機器番号を対応させることにより、保守・修繕の迅速化を図る。</p>
		【障害者支援課】
指摘19	<p>○セキュリティ実施手順の情報資産の廃棄についての文言修正 (P96) 情報システム課から令和2年3月16日付けで発出された「本区が締結する契約におけるデータ消去手続きについて」にて要請されている情報セキュリティ基準の修正（<意見事項 3 4>情報セキュリティに関するポリシーの徹底（情報システム課））に関して、原則とは異なる方法が採用されている。原則に基づく措置が困難な状況で、原則とは異なる方法を採用することについて合理的な理由がある場合は例外措置が必要となる。原則通りの修正であれば、情報システム課より指導のある改正案にて文言を修正されたい。</p>	<p>ご指摘の通り、情報システム課より指導のある文言に修正した。</p>
		【江東図書館】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘20	<p>○インターネットに接続する際に必要な申請手続を行っていない点について (P96)</p> <p>江東図書館において、情報システム課に相談の上でシステムの導入をしたが、このシステムを運用するにはインターネットへの接続が必要である。この接続手続にあたり江東区インターネット運用基準の第7条において、インターネットに接続しようとする課の課長は、ネット管理者たる情報システム課長に申請しなければならないと規定されているが、特段の申請をしていない。これは、運用基準に違反する事実である。</p> <p>そのため、早急に申請を行い情報システム課長による承認を得る必要がある。逆にこの申請手続自体が特に必要ではないと判断される場合には、運用基準の改正等を行うべきである。</p>	<p>情報システム課にて、運用基準を廃止するため申請しない。</p> <p>【江東図書館】</p>
指摘21	<p>○見積内訳書は詳細な項目が分かる様式とすべき (P100)</p> <p>システム更改の事業者選定を行う際に、ベンダーから提示された見積もりの内訳項目の粒度が粗い。校務LANの更改事業において、その構築作業の見積もり内訳は以下 (P100参照) の通りである。</p> <p>上記 (P100参照) のように、簡単な項目と金額が記載されているのみである。これでは、「プロジェクト管理」といっても、何人の担当者が、どのような作業によって、どのくらいの工数がかかるのかを知ることはできない。金額が5億円を超える事業において、このような見積様式は適切ではない。</p> <p>システム構築作業の見積もりであれば、まずは各内訳項目ごとに工数と単価の明示が必要である。次に、その内訳項目は、その作業工数の妥当性が判別できるくらいに細かくなっていることが望ましい。</p> <p>こうした見積もりの内訳を入手並びに確認すれば、見積もりの妥当性だけでなく、ベンダーの計画に対する実現性の検証にも有用である。</p> <p>よって、見積内訳書はより詳細な内訳が分かるような様式とすべきである。</p>	<p>今後、見積書を徵取する際、作業工数の妥当性が判別可能なレベルの内訳項目を明記してもらうように依頼する。</p> <p>【学務課】</p>
指摘22	<p>○セキュリティ実施手順に規定されたサーバの冗長化について (P102)</p> <p>保育課で規定されているセキュリティ実施手順第18条によると、「情報システム管理者は、重要な情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、区民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバを冗長化する等により、可用性を維持するための措置を講ずるものとする」とある。</p> <p>保育課にて管理しているサーバはサーバが1台のみでセキュリティ実施手順が要求する冗長化がされているとは言えない。セキュリティ実施手順の見直しを検討されたい。</p>	<p>指摘の通り、セキュリティ実施手順を見直し、令和3年7月1日を目途に改正する予定である。</p> <p>【保育課】</p>
意見55	<p>○システム増設時の金額の妥当性についての検証 (P102)</p> <p>令和元年に保育課は端末を増設するため、システムを構築したベンダーに随意契約により発注している。業務委託内容は、現行システムのソフトウェアを増設端末にインストール・設定し、動作確認を行った上で、納品するものであり、これに端末代は含まれない。契約金額は12,672,117円で1台あたり603,434円となる。業務委託契約内容によると、現行システムからは機能は何も変更されず、あくまで端末の増設作業のみである。区は、ベンダーとの間で価格交渉は行っているものの結果的に1台あたり603,434円と高額になっている。構築の際の応札も現行1社のみであり、また今後のシステムの更改もあると思われる。今後、端末増設時やシステム更改時には、該当金額が妥当かどうかの検証プロセスを加えてほしい。</p>	<p>システム更改等の際には端末金額についても検証可能となるよう、仕様作成段階から充分な検討を行い、契約手続きに臨むこととする。</p> <p>【保育課】</p>
意見56	<p>○システム機器設置を情報システム課内へ移設検討について (P102)</p> <p>現行稼働システムは保管課が管理している。</p> <p>システム機器を課内に置いた場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。</p> <p>このような問題点を解消するためにはシステム機器を情報システム課内に設置をすることが望ましい。情報システム課内に機器があると、基幹系システムとのデータのやりとりのためUSBディスクを持ち歩くということもなくなると考えられる。保育課は、情報システム課の共通仮想基盤について情報システム課と情報を共有し、システム機器を情報システム課へ移設できないか検討されたい。</p>	<p>USBディスクの持ち歩き等セキュリティ面での意見も踏まえ、システム移設の可否について、情報システム課と協議を開始し検討している。</p> <p>【保育課】</p>
意見57	<p>○システム構成図の活用について (P103)</p> <p>システムの詳細な構成図を保存しているものの、システム機器・システムの構成について区はほとんど内容を把握しておらず、ベンダーしか分からず状態である。これでは、ベンダーのいいように保守やシステム機器も使用してしまうことになる。</p> <p>システムの構成図や内容について担当者も一定の理解をした上で、システム運用をするべきである。</p>	<p>事業者と担当者間で改めてシステムの構成内容を確認した。今後、システム構成を更改する場合も厳密にその内容を確認し、不明点は都度事業者に確認するなど常時内容の把握に努める。</p> <p>【保育課】</p>